

村が定める額（当該市町村が定める額が現に当該特定地域型保育に要した費用の額を超えるときは、当該現に特定地域型保育に要した費用の額）の合計額

二 特別利用地域型保育を受けた幼児 子ども・子育て支援法第三十条第二項第二号の規定による特別地域型保育給付費の額及び同号に規定する市町村が定める額（当該市町村が定める額が現に当該特別利用地域型保育に要した費用の額を超えるときは、当該現に特別利用地域型保育に要した費用の額）の合計額から同条第四項において準用する同法第二十九条第五項の規定により支払がなされた額を控除して得た額（当該支払がなされなかつたときは、当該合計額）

三 特定利用地域型保育を受けた幼児 子ども・子育て支援法第三十条第二項第三号の規定による特別地域型保育給付費の額及び同号に規定する市町村が定める額（当該市町村が定める額が現に当該特定利用地域型保育に要した費用の額を超えるときは、当該現に特定利用地域型保育に要した費用の額）の合計額から同条第四項において準用する同法第二十九条第五項の規定により支払がなされた額を控除して得た額（当該支払がなされなかつたときは、当該合計額）

第五十六条の二第一項中「者が設置する児童福祉施設」の下に「（保育所を除く。以下この条において

同じ。)」を加え、同項第二号中「保育の実施等」を「助産の実施若しくは母子保護の実施」に改め、同条第二項中「第五十八条」を「第五十八条第一項」に改める。

第五十六条の四の次に次の二条を加える。

第五十六条の四の二 市町村は、保育を必要とする乳児・幼児に対し、必要な保育を確保するために必要があるとき、当該市町村における保育所及び幼保連携型認定こども園(次項第一号及び第二号並びに次条第二項において「保育所等」という。)の整備に関する計画(以下「市町村整備計画」という。)を作成することができる。

市町村整備計画においては、おおむね次に掲げる事項について定めるものとする。

一 保育提供区域(市町村が、地理的条件、人口、交通事情その他の社会的条件、保育を提供するための施設の整備の状況その他の条件を総合的に勘案して定める区域をいう。以下同じ。)ごとの当該保育提供区域における保育所等の整備に関する目標及び計画期間

二 前号の目標を達成するために必要な保育所等を整備する事業に関する事項

三 その他厚生労働省令で定める事項

市町村整備計画は、子ども・子育て支援法第六十一条第一項に規定する市町村子ども・子育て支援事業計画と調和が保たれたものでなければならない。

市町村は、市町村整備計画を作成し、又はこれを変更したときは、次条第一項の規定により当該市町村整備計画を厚生労働大臣に提出する場合を除き、遅滞なく、都道府県にその写しを送付しなければならない。

第五十六条の四の三 市町村は、次項の交付金を充てて市町村整備計画に基づく事業又は事務（同項において「事業等」という。）の実施をしようとするときは、当該市町村整備計画を、当該市町村の属する都道府県の知事を経由して、厚生労働大臣に提出しなければならない。

国は、市町村に対し、前項の規定により提出された市町村整備計画に基づく事業等（国、都道府県及び市町村以外の者が設置する保育所等に係るものに限る。）の実施に要する経費に充てるため、保育所等の整備の状況その他の事項を勘案して厚生労働省令で定めるところにより、予算の範囲内で、交付金を交付することができる。

前二項に定めるもののほか、前項の交付金の交付に関し必要な事項は、厚生労働省令で定める。

第五十六条の六第一項中「第二十一条の六」の下に、「第二十四条第五項若しくは第六項」を加え、「保育の実施等」を「保育の利用等」に改める。

第五十六条の七第一項中「保育の実施への需要が増大している」を削り、「市町村は」の下に「必要に応じ」を、「をいう」の下に「。次項において同じ」を加え、「保育の実施」を「保育の利用」に改め、同条第二項中「前項」を「前二項」に改め、同条第一項の次に次の一項を加える。

市町村は、必要に応じ、公有財産の貸付けその他の必要な措置を積極的に講ずることにより、社会福祉法人その他の多様な事業者の能力を活用した放課後児童健全育成事業の実施を促進し、放課後児童健全育成事業に係る供給を効率的かつ計画的に増大させるものとする。

第五十六条の八を次のように改める。

第五十六条の八 市町村長は、当該市町村における保育の実施に対する需要の状況等に照らし適当であると認めるときは、公私連携型保育所（次項に規定する協定に基づき、当該市町村から必要な設備の貸付け、譲渡その他の協力を得て、当該市町村との連携の下に保育及び子育て支援事業（以下この条において「保育等」という。）を行う保育所をいう。以下この条において同じ。）の運営を継続的かつ安定的

に行うことができる能力を有するものであると認められるもの（法人に限る。）を、その申請により、公私連携型保育所の設置及び運営を目的とする法人（以下この条において「公私連携保育法人」という。）として指定することができる。

市町村長は、前項の規定による指定（第十一項において単に「指定」という。）をしようとするときは、あらかじめ、当該指定をしようとする法人と、次に掲げる事項を定めた協定（以下この条において単に「協定」という。）を締結しなければならない。

- 一 協定の目的となる公私連携型保育所の名称及び所在地
- 二 公私連携型保育所における保育等に関する基本的事項
- 三 市町村による必要な設備の貸付け、譲渡その他の協力に関する基本的事項
- 四 協定の有効期間
- 五 協定に違反した場合の措置
- 六 その他公私連携型保育所の設置及び運営に関し必要な事項

公私連携保育法人は、第三十五条第四項の規定にかかわらず、市町村長を経由し、都道府県知事に届

けることにより、公私連携型保育所を設置することができる。

市町村長は、公私連携保育法人が前項の規定による届出をした際に、当該公私連携保育法人が協定に基づき公私連携型保育所における保育等を行うために設備の整備を必要とする場合には、当該協定に定めるところにより、当該公私連携保育法人に対し、当該設備を無償又は時価よりも低い対価で貸し付け、又は譲渡するものとする。

前項の規定は、地方自治法第九十六条及び第二百三十七条から第二百三十八条の五までの規定の適用を妨げない。

公私連携保育法人は、第三十五条第十二項の規定による廃止又は休止の承認の申請を行おうとするときは、市町村長を経由して行わなければならない。この場合において、当該市町村長は、当該申請に係る事項に関し意見を付すことができる。

市町村長は、公私連携型保育所の運営を適切にさせるため、必要があると認めるときは、公私連携保育法人若しくは公私連携型保育所の長に対して、必要な報告を求め、又は当該職員に、関係者に対して質問させ、若しくはその施設に立ち入り、設備、帳簿書類その他の物件を検査させることができる。

第十八条の十六第二項及び第三項の規定は、前項の場合について準用する。

第七項の規定により、公私連携保育法人若しくは公私連携型保育所の長に対し報告を求め、又は当該職員に、関係者に対し質問させ、若しくは公私連携型保育所に立入検査をさせた市町村長は、当該公私連携型保育所につき、第四十六条第三項又は第四項の規定による処分が行われる必要があると認めるときは、理由を付して、その旨を都道府県知事に通知しなければならない。

市町村長は、公私連携型保育所が正当な理由なく協定に従つて保育等を行っていないと認めるときは、公私連携保育法人に対し、協定に従つて保育等を行うことを勧告することができる。

市町村長は、前項の規定により勧告を受けた公私連携保育法人が当該勧告に従わないときは、指定を取り消すことができる。

公私連携保育法人は、前項の規定による指定の取消しの処分を受けたときは、当該処分に係る公私連携型保育所について、第三十五条第十二項の規定による廃止の承認を都道府県知事に申請しなければならぬ。

公私連携保育法人は、前項の規定による廃止の承認の申請をしたときは、当該申請の日前一月以内に

保育等を受けていた者であつて、当該廃止の日以後においても引き続き当該保育等に相当する保育等の提供を希望する者に対し、必要な保育等が継続的に提供されるよう、他の保育所及び認定こども園その他関係者との連絡調整その他の便宜の提供を行わなければならない。

第五十六条の九から第五十六条の十一までを削る。

第五十八条に次の一項を加える。

第三十四条の十五第二項の規定により開始した家庭的保育事業等が、この法律若しくはこの法律に基づいて発する命令又はこれらに基づいてなす処分違反したときは、市町村長は、同項の認可を取り消すことができる。

第五十九条第一項中「第三十六条から第四十四条までの各条に規定する業務」を「第六条の三第九項から第十二項まで若しくは第三十六条から第四十四条まで（第三十九条の二を除く。）に規定する業務」に改め、「第三十五条第三項の届出」の下に「若しくは認定こども園法第十六条の届出」を加え、「同条第四項」を「第三十四条の十五第二項若しくは第三十五条第四項の認可若しくは認定こども園法第十七条第一項」に改め、「児童福祉施設」の下に「若しくは家庭的保育事業等の認可を取り消されたもの又は認定

こども園法第二十二條第一項の規定により幼保連携型認定こども園」を加える。

第五十九條の二第一項中「第三十九條第一項」を「第六條の三第九項から第十二項までに規定する業務又は第三十九條第一項」に、「第三十五條第四項の認可」を「第三十四條の十五第二項若しくは第三十五條第四項の認可又は認定こども園法第十七條第一項の認可」に、「の認可を取り消されたもの」を「若しくは家庭的保育事業等の認可を取り消されたもの又は認定こども園法第二十二條第一項の規定により幼保連携型認定こども園の認可を取り消されたもの」に、「同條」を「第五十八條」に、「の認可を取り消された施設」を「若しくは家庭的保育事業等の認可を取り消された施設又は認定こども園法第二十二條第一項の規定により幼保連携型認定こども園の認可を取り消された施設」に改める。

第五十九條の七第一項を削る。

附則に次の一條を加える。

第七十三條 第二十四條第三項の規定の適用については、当分の間、同項中「市町村は、保育の需要に應ずるに足りる保育所、認定こども園（子ども・子育て支援法第二十七條第一項の確認を受けたものに限る。以下この項及び第四十六條の二第二項において同じ。）又は家庭的保育事業等が不足し、又は不足

するおそれがある場合その他必要と認められる場合には、保育所、認定こども園」とあるのは、「市町村は、保育所、認定こども園（子ども・子育て支援法第二十七条第一項の確認を受けたものに限る。以下この項及び第四十六条の二第二項において同じ。）」とするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

第四十六条の二第一項の規定の適用については、当分の間、同項中「第二十四条第五項」とあるのは「保育所における保育を行うことの権限及び第二十四条第五項」と、「母子保護の実施のための委託」とあるのは「母子保護の実施のための委託若しくは保育所における保育を行うことの委託」とするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

（児童福祉法の一部改正に伴う経過措置）

第七条 この法律の施行の際現に前条の規定による改正後の児童福祉法（以下「新児童福祉法」という。）

第六条の三第二項に規定する放課後児童健全育成事業を行っている国、都道府県及び市町村以外の者について新児童福祉法第三十四条の八第二項の規定を適用する場合には、同項中「あらかじめ」とあるのは、「子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する

法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成二十四年法律第 号）の施行の日から起算して三月以内に」とする。

2 この法律の施行の際現に新児童福祉法第六条の三第十三項に規定する病児保育事業を行っている国及び都道府県以外の者について新児童福祉法第三十四条の十八第一項の規定を適用する場合には、同項中「あらかじめ」とあるのは、「子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成二十四年法律第 号）の施行の日から起算して三月以内に」とする。

3 この法律の施行の際現に新児童福祉法第六条の三第十四項に規定する子育て援助活動支援事業を行っている国及び都道府県以外の者について社会福祉法（昭和二十六年法律第四十五号）第六十九条第一項の規定を適用する場合には、同項中「事業開始の日から一月」とあるのは、「子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成二十四年法律第 号）の施行の日から起算して三月」とする。

第八条 子ども・子育て支援法（平成二十四年法律第 号）附則第九条第一項（第三号口に係る部分を

除く。）の規定が適用される施設型給付費、特例施設型給付費又は特例地域型保育給付費に係る保護者に

対する新児童福祉法第五十六条第十一項及び第十二項並びに第三十六条の規定による改正後の児童手当法

第二十一条及び第二十二條の規定の適用については、当分の間、新児童福祉法第五十六条第十一項第一号

中「同条第三項第一号に掲げる額から同条第五項」とあるのは「同法附則第九条第一項第一号の規定によ

る施設型給付費の額及び同号イに規定する政令で定める額を限度として市町村が定める額（当該市町村が

定める額が現に当該特定教育・保育に要した費用の額を超えるときは、当該現に特定教育・保育に要した

費用の額）の合計額から同法第二十七条第五項」と、「同号に掲げる額」とあるのは「当該合計額」と、

「第二十八条第二項第一号の規定による特例施設型給付費の額及び同号」とあるのは「附則第九条第一項

第二号イの規定による特例施設型給付費の額及び同号イ(1)」と、同項第二号中「同条第二項第二号」とあ

るのは「同法附則第九条第一項第二号ロ」と、「同号」とあるのは「同号ロ(1)」と、「同条第四項」とあ

るのは「同法第二十八条第四項」と、同条第十二項第二号中「第三十条第二項第二号」とあるのは「附則

第九条第一項第三号イ」と、「同号」とあるのは「同号イ(1)」と、「同条第四項」とあるのは「同法第三

十條第四項」とするほか、必要な技術的読替は、政令で定める。

第九条 この法律の施行の日（以下「施行日」という。）前に行われた第六條の規定による改正前の児童福祉法（以下「旧児童福祉法」という。）第二十四條第一項の規定による保育所における保育を行うことに要する費用についての市町村及び都道府県の支弁並びに都道府県及び国庫の負担並びに当該費用についての本人又はその扶養義務者からの費用の徴収については、なお従前の例による。

2 施行日前に行われた旧児童福祉法第六條の三第三項に規定する子育て短期支援事業、同條第四項に規定する乳児家庭全戸訪問事業、同條第五項に規定する養育支援訪問事業及び同條第九項に規定する家庭的保育事業の実施に要する費用についての市町村の支弁については、なお従前の例による。

（地方財政法の一部改正）

第十条 地方財政法（昭和二十三年法律第九号）の一部を次のように改正する。

第十条第十四号中「保育所」の下に「及び幼保連携型認定こども園」を加え、同條に次の一号を加える。

三十一 子どものための教育・保育給付に要する経費（地方公共団体の設置する教育・保育施設に係るものを除く。）

(旅館業法の一部改正)

第十一条 旅館業法(昭和二十三年法律第百三十八号)の一部を次のように改正する。

第三条第二項中「区長。」の下に「第四項を除き、」を加え、同条第三項中「の各号」を削り、同項第一号中「以下単に「学校」を「次項において「第一条学校」に改め、「という。」」の下に「及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律(平成十八年法律第七十七号)第二条第七項に規定する幼保連携型認定こども園(以下この条において「幼保連携型認定こども園」という。)」を加え、同項第二号中「児童福祉施設(」の下に「幼保連携型認定こども園を除くものとし、」を加え、同条第四項中「都道府県知事」の下に「(保健所を設置する市又は特別区にあつては、市長又は区長)」を、「学校」の下に「(第一条学校及び幼保連携型認定こども園をいう。以下この項において同じ。)」を加え、「学校教育法第二条第二項に規定する国立学校」を「国(国立大学法人法(平成十五年法律第百十二号)第二条第一項に規定する国立大学法人を含む。以下この項において同じ。)」が設置する学校」に改め、「教育委員会」の下に「(幼保連携型認定こども園であるときは、地方公共団体の長)」を加え、「高等専門学校以外の私立学校」を「高等専門学校及び幼保連携型認定こども園以外の私立学校」に改め、

「所管庁」の下に「国及び地方公共団体以外の者が設置する幼保連携型認定こども園であるときは都道府県知事（地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市（以下この項において「指定都市」という。）及び同法第二百五十二条の二十二第一項の中核市（以下この項において「中核市」という。））においては、当該指定都市又は中核市の長」を加える。

（教育公務員特例法の一部改正）

第十二条 教育公務員特例法（昭和二十四年法律第一号）の一部を次のように改正する。

第二条第一項中「この法律で」を「この法律において」に改め、「うち、」の下に「学校（」を加え、

「定める学校であつて同法第二条に定める公立学校（地方独立行政法人法（平成十五年法律第百十八号）

第六十八条第一項に規定する公立大学法人が設置する大学及び高等専門学校を除く。以下同じ。）」を「規

定する学校及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成十八年法

律第七十七号）第二条第七項に規定する幼保連携型認定こども園（以下「幼保連携型認定こども園」とい

う。）をいう。以下同じ。）であつて地方公共団体が設置するもの（以下「公立学校」という。）」に改

め、同条第二項中「この法律で」を「この法律において」に、「前項の学校」を「公立学校」に改め、「主

幹教諭」の下に「(幼保連携型認定こども園の主幹養護教諭及び主幹栄養教諭を含む。以下同じ。)」を、「栄養教諭」の下に「主幹保育教諭、指導保育教諭、保育教諭、助保育教諭」を加える。

第十一条中「の公立学校」の下に「(幼保連携型認定こども園を除く。)」を、「教育長」の下に「大学附置の学校以外の公立学校(幼保連携型認定こども園に限る。)」にあつてはその校長及び教員の任命権者である地方公共団体の長」を加える。

第十二条第一項中「及び幼稚園」を「幼稚園及び幼保連携型認定こども園」に改め、「助教諭」の下に「保育教諭、助保育教諭」を加える。

第十三条第二項第二号中「又は幼稚園」を「幼稚園又は幼保連携型認定こども園」に改める。

第二十三条第一項中「一年間の教諭」の下に「又は保育教諭」を加え、同条第二項中「教諭」の下に「主幹保育教諭、指導保育教諭、保育教諭」を加え、同条第三項中「教諭」の下に「又は保育教諭」を加える。

第二十五条の二第五項中「教育委員会規則」の下に「(幼保連携型認定こども園にあつては、地方公共団体の規則。次項において同じ。)」を加える。

第二十六条第一項中「栄養教諭」の下に「主幹保育教諭、指導保育教諭、保育教諭」を加え、同項第一号中「教諭」の下に「主幹保育教諭、指導保育教諭、保育教諭」を加える。

附則第四条第一項中「及び特別支援学校の幼稚部」を「特別支援学校の幼稚部及び幼保連携型認定こども園」に、「幼稚園等の教諭等については、」を「幼稚園及び特別支援学校の幼稚部の教諭等については」に改め、「教育委員会」の下に「当該市町村の設置する幼保連携型認定こども園の教諭等については当該市町村を包括する都道府県の知事」を加え、「教諭の職務」を「教諭又は保育教諭の職務」に改め、同条第二項中「教育委員会は」を「教育委員会及び長は」に改め、「都道府県の教育委員会」の下に「及び知事」を加える。

附則第五条の見出し中「幼稚園」の下に「及び幼保連携型認定こども園」を加え、同条第一項中「幼稚園」の下に「及び幼保連携型認定こども園」を加え、「当該」を「幼稚園の教諭等については当該」に改め、「教育委員会」の下に「が、幼保連携型認定こども園の教諭等については当該市町村を包括する都道府県の知事」を加え、同条第二項中「教育委員会は」を「教育委員会及び長は」に改め、「幼稚園」の下に「及び幼保連携型認定こども園」を、「都道府県の教育委員会」の下に「及び知事」を加える。

附則第六条（見出しを含む。）中「教育委員会」の下に「及び長」を加える。

（教育職員免許法の一部改正）

第十三条 教育職員免許法（昭和二十四年法律第四百十七号）の一部を次のように改正する。

第二条第一項中「この法律で」を「この法律において」に改め、「とは、」の下に「学校（」を加え、「定める」を「規定する」に、「以下「学校」という」を「第三項において「第一条学校」という。」並びに就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成十八年法律第七十七号）第二条第七項に規定する幼保連携型認定こども園（以下「幼保連携型認定こども園」という。）をいう。以下同じ」に改め、「主幹教諭」の下に「（幼保連携型認定こども園の主幹養護教諭及び主幹栄養教諭を含む。以下同じ。）」を、「栄養教諭」の下に「主幹保育教諭、指導保育教諭、保育教諭、助保育教諭」を加え、同条第三項中「この法律で」を「この法律において」に、「学校教育法第二条第二項に規定する国立学校」を「国（国立大学法人法（平成十五年法律第百十二号）第二条第一項に規定する国立大学法人を含む。以下この項において同じ。）が設置する学校」に改め、「又は公立学校」の下に「（地方公共団体が設置する学校をいう。以下同じ。）」を、「以外の公立学校」の下に「（第一条学校に限る。）」

を、「教育委員会」の下に、「大学附置の学校以外の公立学校（幼保連携型認定こども園に限る。）の教員にあつてはその学校を所管する地方公共団体の長」を、「私立学校」の下に「（国及び地方公共団体以外の者が設置する学校をいう。以下同じ。）」を、「都道府県知事」の下に「（地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市又は同法第二百五十二条の二十二第一項の中核市（以下この項において「指定都市等」という。）の区域内の幼保連携型認定こども園の教員にあつては、当該指定都市等の長）」を加える。

第三条に次の一項を加える。

5 幼保連携型認定こども園の教員の免許については、第一項の規定にかかわらず、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の定めるところによる。

第四条第二項中「中等教育学校」の下に「及び幼保連携型認定こども園」を加え、同条第三項中「及び中等教育学校」を、「中等教育学校及び幼保連携型認定こども園」に改め、同条第四項中「中等教育学校」の下に「及び幼保連携型認定こども園」を加える。

第七条第二項中「設置する」の下に「学校法人等（を、「同じ。）」の下に「又は社会福祉法人（社

会福祉法（昭和二十六年法律第四十五号）第二十二條に規定する社会福祉法人をいう。以下同じ。）をいう。以下同じ。）を加え、同条第三項中「幼稚園」の下に「及び幼保連携型認定こども園」を加える。

第十四條の二中「学校法人」を「学校法人等」に改める。

第二十二條第一項中「教育職員」の下に「（幼保連携型認定こども園の教員を除く。次項において同じ。）」を加える。

附則第十四項中「附則第五項の表備考第一号」を削り、「学校法人」を「学校法人等」に改め、「有する者」の下に「並びに就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律（平成二十四年法律第 号。以下この項及び附則第十九項において「認定こども園法一部改正法」という。）附則第三条第二項に規定するみなし幼保連携型認定こども園の設置者（学校法人及び社会福祉法人を除く。以下この項において「みなし幼保連携型認定こども園の設置者」という。）及び認定こども園法一部改正法附則第四条第一項の規定により幼保連携型認定こども園を設置する者を含むものとし、第十四條の二の学校法人等には、当分の間、学校法人等以外の者の設置する私立の幼稚園の設置者並びにみなし幼保連携型認定こども園の設置者及び同項の規定により幼保連携型認定こども園を設

置する者」を加える。

附則第十五項中「幼稚園」の下に「及び幼保連携型認定こども園」を加える。

附則に次の一項を加える。

19 児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）第十八条の十八第一項に規定する保育士の登録をして
いる者であつて学士の学位又は短期大学士の学位その他の文部科学省令で定める基礎資格を有するもの
に対して教育職員検定により幼稚園の教諭の一種免許状又は二種免許状を授与する場合における学力及
び実務の検定は、認定こども園法一部改正法の施行の日から起算して五年を経過するまでの間は、第六
条第二項の規定にかかわらず、当該基礎資格を取得した後文部科学省令で定める職員として良好な成績
で勤務した旨の実務証明責任者の証明を有することを必要とする最低在職年数及び当該基礎資格を取得
した後大学その他の文部科学省令で定める機関において修得することを必要とする最低単位数として文
部科学省令で定めるものとする。この場合において、同条第四項及び第九条第四項の規定の
適用については、第六条第四項中「得た日」とあるのは「得た日又は附則第十九項の文部科学省令で定
める最低在職年数を満たし、かつ、同項の文部科学省令で定める最低単位数を修得した日」と、第九条

第四項中「得た日」とあるのは「得た日若しくは附則第十九項の文部科学省令で定める最低在職年数を満たし、かつ、同項の文部科学省令で定める最低単位数を修得した日」とする。

別表第三第三欄中「含む」を「含み、幼稚園教諭の専修免許状、一種免許状又は二種免許状の授与を受けようとする場合にあつては、幼保連携型認定こども園の主幹保育教諭、指導保育教諭、保育教諭又は講師を含む」に改め、同表備考第二号中「学校法人」を「学校法人等」に改め、同表備考第八号中「幼稚園」の下に「及び幼保連携型認定こども園」を加える。

別表第七第三欄中「又は中等教育学校」を「中等教育学校又は幼保連携型認定こども園」に改める。

別表第八第三欄中「含む」を「含み、小学校教諭の二種免許状の授与を受けようとする場合にあつては、幼保連携型認定こども園の主幹保育教諭、指導保育教諭、保育教諭又は講師を含む」に改める。

(社会教育法の一部改正)

第十四条 社会教育法（昭和二十四年法律第二百七号）の一部を次のように改正する。

第二条中「この法律で」を「この法律において」に、「に基き」を「又は就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成十八年法律第七十七号）に基づき」に改める。

第四十二条中「第二条第二項に規定する国立学校」を「第一条に規定する学校（以下この条において「第一条学校」という。）及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第二条第七項に規定する幼保連携型認定こども園（以下「幼保連携型認定こども園」という。）であつて国（国立大学法人法（平成十五年法律第百十二号）第二条第一項に規定する国立大学法人（次条第二項において「国立大学法人」という。）及び独立行政法人国立高等専門学校機構を含む。）が設置するもの」に、「同項に規定する公立学校」を「第一条学校及び幼保連携型認定こども園であつて地方公共団体（地方独立行政法人法（平成十五年法律第百十八号）第六十八条第一項に規定する公立大学法人（次条第二項及び第四十八条第一項において「公立大学法人」という。）を含む。）が設置するもの」に改める。

第四十四条第二項中「（国立大学法人法（平成十五年法律第百十二号）第二条第一項に規定する国立大学法人をいう。）及び」（地方独立行政法人法（平成十五年法律第百十八号）第六十八条第一項に規定する公立大学法人をいう。以下この項及び第四十八条第一項において同じ。）を削り、「大学及び高等専門学校」を「幼保連携型認定こども園にあつては設置者である地方公共団体の長、大学、高等専門学校及び幼保連携型認定こども園」に改める。

第四十八条第一項中「又は」を「若しくは幼保連携型認定こども園又は」に、「大学以外」を「大学及び幼保連携型認定こども園以外」に改める。

(私立学校法の一部改正)

第十五条 私立学校法（昭和二十四年法律第二百七十号）の一部を次のように改正する。

第二条第一項中「規定する学校」の下に「及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成十八年法律第七十七号）第二条第七項に規定する幼保連携型認定こども園（以下「幼保連携型認定こども園」という。）」を加える。

第四条中「都道府県知事」の下に「（第二号に掲げるものうち地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市又は同法第二百五十二条の二十二第一項の中核市（以下この条において「指定都市等」という。）の区域内の幼保連携型認定こども園にあつては、当該指定都市等の長）」を加える。

第五条中「私立学校」の下に「（幼保連携型認定こども園を除く。第八条第一項において同じ。）」を加える。

第六十五条の三中「(昭和二十二年法律第六十七号)」を削る。

附則第十二項中「第五条」及び「第八条第一項」を削り、「学校教育法附則第六条の規定により学校法人以外の者によつて設置された私立の学校(以下「学校法人立以外の私立の学校」という。)」を「学校法人立以外の私立の学校(学校教育法附則第六条の規定により学校法人以外の者によつて設置された私立の学校をいう。以下この項において同じ。)」並びに学校法人立等以外の幼保連携型認定こども園(就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律(平成二十四年法律第 号。以下この項において「認定こども園法一部改正法」という。))附則第三条第二項に規定するみなし幼保連携型認定こども園(以下この項において「みなし幼保連携型認定こども園」という。))を設置する者(学校法人及び社会福祉法人(社会福祉法(昭和二十六年法律第四十五号)第二十二条に規定する社会福祉法人をいう。以下この項において同じ。))を除く。))によつて設置されたみなし幼保連携型認定こども園及び認定こども園法一部改正法附則第四条第一項の規定により設置された幼保連携型認定こども園をいう。以下この項において同じ。))及び社会福祉法人によつて設置された幼保連携型認定こども園を含むものとし、第五条及び第八条第一項の規定中私立学校には、当分の間、学校法人立以外の私立

の学校」に改め、「学校を設置する者」の下に「並びに学校法人立等以外の幼保連携型認定子ども園を設置する者及び幼保連携型認定子ども園を設置する社会福祉法人」を加える。

(学校施設の確保に関する政令の一部改正)

第十六条 学校施設の確保に関する政令(昭和二十四年政令第三十四号)の一部を次のように改正する。

第二条第一項中「規定する学校」の下に「及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律(平成十八年法律第七十七号)第二条第七項に規定する幼保連携型認定子ども園(第三項において「幼保連携型認定子ども園」という。)」を加え、同条第三項中「大学」の下に「及び幼保連携型認定子ども園」を加える。

(公職選挙法の一部改正)

第十七条 公職選挙法(昭和二十五年法律第百号)の一部を次のように改正する。

第三百三十七条中「規定する学校」の下に「及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律(平成十八年法律第七十七号)に規定する幼保連携型認定子ども園」を加える。

第四百十条の二第二項中「規定する学校」の下に「及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的

な提供の推進に関する法律第二条第七項に規定する幼保連携型認定こども園」を加える。

(建築基準法の一部改正)

第十八条 建築基準法(昭和二十五年法律第二百一号)の一部を次のように改正する。

別表第二(ろ)の項下欄第五号中「学校」の下に「(幼保連携型認定こども園を除く。)」を加える。

(地方公務員法の一部改正)

第十九条 地方公務員法(昭和二十五年法律第二百六十一号)の一部を次のように改正する。

第五十七条中「に規定する公立学校」を「第一条に規定する学校及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律(平成十八年法律第七十七号)第二条第七項に規定する幼保連携型認定こども園であつて地方公共団体の設置するもの」に、「同法」を「学校教育法第七条(就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第二十六条において準用する場合を含む。)」に、「教員及び」を「及び教員並びに学校教育法第二十七条第二項(同法第八十二条において準用する場合を含む。)、第三十七条第一項(同法第四十九条及び第八十二条において準用する場合を含む。)、第六十条第一項(同法第八十二条において準用する場合を含む。)、第六十九条第一項、第九十二条第一

項及び第二百二十条第一項並びに就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第十四条第二項に規定する」に、「基いて」を「基づいて」に改め、同条ただし書中「但し」を「ただし」に改める。

(社会福祉法の一部改正)

第二十条 社会福祉法の一部を次のように改正する。

第二条第三項第二号中「又は小規模住居型児童養育事業」を「小規模住居型児童養育事業、小規模保育事業、病児保育事業又は子育て援助活動支援事業」に改め、同号の次に次の一号を加える。

二の二 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成十八年法律第七十七号）に規定する幼保連携型認定こども園を経営する事業

(国有財産特別措置法の一部改正)

第二十一条 国有財産特別措置法（昭和二十七年法律第二百十九号）の一部を次のように改正する。

第二条第二項中「社会福祉法人」の下に「学校法人」を加え、同項第二号イ中「措置」の下に「（就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成十八年法律第七十七号）第